

令和8年度鉄道を活用した周遊イベント実施事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

別添仕様書のとおり

2 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度鉄道を活用した周遊イベント実施事業

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水曜日）まで

3 予定価格

8,530,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 別紙仕様書に示した業務またはこれと類似の業務について、請負等（完了した請負等に限る。）の実績を有する者であること。

5 プロポーザル説明会

本公募型プロポーザルに関する説明会は開催しない。

6 質問および回答の方法等

(1) 質問受付期限

令和8年7月30日（木曜日）17時00分（必着）

(2) 質問方法

質問がある場合は、質問票（様式1）により電子メールまたはFAXで「11連絡先」に記載の宛先へ提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問に対する回答については、令和8年7月31日（金曜日）を目途に以下のホームページに公開する。

（URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/>）

7 企画提案書等の提出期限および提出方法等

本公募型プロポーザルに参加する者（以下、「参加事業者」という。）は、次の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、以下に示す提出期限までに提出すること。なお、提案は、1事業者につき1提案とする。

(1) 提出期限：令和8年8月7日（金曜日）17時00分必着

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

(2) 企画提案書提出書（様式2）

(3) 業務全体の企画提案書

①企画提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。

②企画提案書の内容は、理解できるよう解りやすい表現とし、20 ページ以内（表紙、目次は除く）とすること。

③企画提案書には、次の内容を記載すること。

ア：別添仕様書を踏まえたイベント内容などを記載した業務内容の提案

イ：県内周遊を促す創意工夫、ノウハウを活用した独自の提案など、本業務を実施するにあたってのアピールポイント

ウ：業務遂行のスケジュール案

エ：本業務に従事する人員の役職、経験年数、これまでの業務実績などの実施体制

オ：その他（目的を達成するために必要と考えられる事項）

④提出部数は、正本1部、副本6部および副本と同じPDFデータ（電子メール等による）を提出すること。正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本については会社名の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

(4) 見積書 1部

業務着手から完了までにかかる全ての経費に消費税および地方消費税を加えた総額と、その内訳を明記し、会社名、所在地住所、代表者名、会社印、代表者印があること。

(5) 事業者概要 1部

(6) 同種・類似業務実績に関する書類 1部

法人として本業務と同種・類似の業務の受託実績および受託実績に関する契約書等の写し
同種・類似業務の実績が複数ある場合は、契約書等の写しは3業務まで提出とする。

(7) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けている場合（「8 審査および契約予定者決定の方法」参照）

- ・エコ通勤優良事業所認証（交通エコロジー・モビリティ財団）がある場合には、認定証の写し 1部
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- ・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1部
- ・環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている場合には、その認証・登録証の写し 1部

(8) 提出先

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3684 FAX 077-528-4837

E-mail ra0006@pref.shiga.lg.jp

(9) 提出方法

(8) に示す場所へ持参または郵送で提出すること。持参の場合の受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時までとする。郵送による場合は、差出し、受領の記録

が残る簡易書留郵便等により期限までの必着とすること。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査および契約予定者決定の方法

- (1) 契約予定者の決定方法：当会が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。提案内容について、審査会で参加事業者による企画書のプレゼンテーションを実施する。
- (2) 審査会：当会において、5名の審査員をもって設置する。
- (3) 評価項目および評価点：別表のとおり。
- (4) 審査実施予定日時：令和8年8月20日(木曜日) 14時～
※開催場所などの詳細については、参加事業者に対し令和8年8月18日(火)12時までに別途連絡する。
- (5) 審査の結果については全ての参加事業者に対し速やかに文書で結果通知する。
- (6) 審査終了後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費等について条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (7) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (8) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加事業者を契約予定者として協議を行うことや、プロポーザルを中止または再実施とする場合がある。
- (9) 審査で契約予定者に選定されなかった参加事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内に書面(任意の様式)により、「11 連絡先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた参加事業者に対して書面により回答する。

9 失 格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、当会が参加事業者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は当会にあるものとし、返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる報酬は無く、参加に要する経費は、全て各参加事業者の負担となる。
- (3) 提出された企画提案書等を受理した後の加筆および修正は認めない。
- (4) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

- (5) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 提出された企画提案書等の記載事項について、当会が参加事業者に無断で他の目的に使用することは無い。
- (8) 採用した場合でも、協議の上、その内容を変更する場合がある。

11 連絡先

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3684 FAX 077-528-4837

E-mail ra0006@pref.shiga.lg.jp

(別表)

番号	評価項目		評価点
①	企画力 (イベント内容)	提案内容が事業意図と合致しており、事業実施の方法、提案内容等が優れていること	24
②	企画力 (周遊促進)	提案内容が事業意図と合致しており、事業実施の方法、提案内容等が優れていること	12
③	企画力 (広報)	提案内容が事業意図と合致しており、事業実施の方法、提案内容等が優れていること	8
④	独自性 (イベント内容)	業務効果を高めるために、独自の工夫や取組について具体的な提案がなされているか	12
⑤	独自性 (周遊促進)	業務効果を高めるために、独自の工夫や取組について具体的な提案がなされているか	6
⑥	独自性 (広報)	業務効果を高めるために、独自の工夫や取組について具体的な提案がなされているか	4
⑦	実施体制	本業務を適切に実施できる体制・人員配置・スケジュールとなっているか	10
⑧	実現可能性	同種・類似業務の実績があること	8
⑨	見積価格	経費節減を意識した見積価格か。 ※なお、3に定める予定価格(上限額)を上回る価格を提示した場合は選定しない。	10
⑩	県内企業	県内に本店を有する事業者であるか	1
⑪	社会政策推進	エコ通勤優良事業所認証(交通エコロジー・モビリティ財団)を受けているか	1
⑫	社会政策推進	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
⑬	社会政策推進	高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
⑭	社会政策推進	障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか	1
⑮	社会政策推進	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録をうけているか 1. 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 2. 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 3. 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 4. 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合 計 (満点)			100